

●電力調達契約に関する質問及び回答

○水道局白川浄水場において使用する電力（特別高圧電力）

対象案件 ○水道局西野浄水場 他 指定施設において使用する電力（高圧電力I型（一般））

No	質問事項	回答
1	各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。また、ある場合は契約電力(kw)を教えてください。	自家発補給電力の契約はありません。
2	ご請求について、①供給施設毎に請求書を発行することはございますか。②また、弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますか	①施設ごとの請求書の発行は不要です。料金は所管課ごとに合算して請求を受けます。 ②1施設に対して、複数の所管課が割り当てられているケースはありません。
3	弊社の請求書は、翌月15日迄に到着とし、請求書受領後30日以内（翌々月15日迄）に振込となります。ご了承いただけますか。	契約書（案）第11条4号のとおり、請求を受けた日から30日以内に支払います。
4	今回の電力と現在の電力が違う場合、落札時に変更手続きが必要となる為、現在の最大電力を教えてください。	西野浄水場他については実量制、白川浄水場については協議制の契約となっています。本案件の契約に伴い、協議制⇄実量制の変更を行う施設はありません。最大電力については、仕様書別表に記載されている2019年実績を参照してください。
5	落札時の電力切替手続きにおいて、必要な情報の確認のために、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出いただくことは可能ですか。	可能です。落札後にご相談ください。